

船橋市障害者住宅改修費支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の支給に関して、船橋市障害者等日常生活用具費の支給に関する規則（昭和60年船橋市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（支給の要件）

第2条 特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の者又は上肢機能に障害のある難病患者等とする。

（住宅改修費の支給の範囲）

第3条 住宅改修費の支給の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（住宅改修費の支給の限度）

第4条 住宅改修費の支給は、原則一回とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは再度の支給を受けることができる。

（支給の申請等）

第5条 住宅改修費の支給を受けようとする身体障害者及び身体障害児の保護者または市長が認める者は、船橋市障害者等日常生活用具費支給申請書に工事図面、改修工事見積書その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は平成 20 年 2 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

船橋市重度身体障害者等住宅改修費給付事業実施要綱（平成 12 年）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 23 日から施行する。